



平成30年8月1日(水)、2日(木)、3日(金)

# 神奈川県民ゴルフデー

ホーム>「神奈川県民ゴルフデー」実施要綱

## 実施要綱

**主催** 神奈川県ゴルフ連盟  
**会場** 相模原ゴルフクラブ  
**開催日** 平成30年8月1日(水) 東コース 9時台スタート  
2日(木) 東コース 9時台スタート  
3日(金) 東コース 9時台スタート

**料金** 20,950円/人(4B・徒歩キャディ付、食事別、消費税込み)

**募集人数** 1日5組限定 計15組60名(原則申込順)

**申込方法** 神奈川県在住者又は在勤、在学者(且つ満19歳以上)  
代表者1名につき1組の申込(原則4名)とし、下記申込書をダウンロードの上、必要事項を記入頂き、写真及びご住所記載のある証明書(運転免許証)のコピーと一緒にFAXしてください。  
後日、『予約確認書』にてスタート時間等をお知らせいたしますが、コース・スタート時間はご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

**申込受付期間** 平成30年7月1日(日)10時~7月15日(日)17時まで

**キャンセルフィ** 前日の15時までにキャンセルの連絡がない場合、1人当たり3,000円のキャンセルフィを頂戴いたします。

**入場制限** 当クラブ利用約款もしくは神奈川県ゴルフ連盟規定の入場制限に該当する方はご利用できません。  
また、当クラブドレスコード、エチケットマナーに違反する方はご利用できません。  
※利用約款については別紙をご覧ください。  
※ドレスコードを遵守願います。  
※別紙『プレー申込書』(FAX用)にて参加申込を行ってください。

### FAX送付先

〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台4-30-1  
相模原ゴルフクラブ「県民ゴルフデー」係  
電話 042-776-8811 FAX 042-754-1211

# 「神奈川県民ゴルフデー」 プレー申込書

平成 30 年 月 日

私たちは貴クラブ「神奈川県民ゴルフデー」申込要領を読み、利用約款を厳守の上、他の方に迷惑をかけないようにプレーすることを約束し申しいたします。

☆プレー希望日 : 平成 30 年 月 日 ( )

☆利用コース : 東コース

※プレー日・コース・スタート時間はご希望に添えない場合があります

代表者氏名	(年齢)	ご住所
(フリガナ)		〒 TEL :
勤務先名 (又は在籍校名)		
勤務先 (又は在籍校) 住所・連絡先		〒 TEL :
他プレイヤー 氏名	(フリガナ)	(年齢)
		TEL :
	(フリガナ)	(年齢)
		TEL :
	(フリガナ)	(年齢)
		TEL :

※代表者は、本紙と住所記載のある証明書(運転免許所等)コピーを FAX して下さい。

送付先 : 〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台 4-30-1

相模原ゴルフクラブ「神奈川県民ゴルフデー事務局」宛 **FAX 042-754-1211**

## 相模原ゴルフクラブ利用約款

### (約款の制定と適用範囲)

第 1 条 当ゴルフ場の施設を利用される方（会員、非会員を問わない）はクラブの会則、規則、施行細則、理事会の決定その他一切の取決めによるほか本約款の定めに従っていただくことになります。

### (利用契約の成立)

第 2 条 当クラブの施設を利用される会員の方並びに会員が紹介して同伴される非会員の方はフロントに備えつけのサイン伝票に自署していただきます。

これにより当クラブは署名者の施設ご利用をお引受けいたすこととなります。

### (施設利用の拒絶)

第 3 条 当クラブは次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りします。

1. 暴力団構成員または関係者（これに準ずると認められた者を含む）であることが判明したとき。
2. 受付枠数が満員となりスタート時間に余裕のないとき。
3. 当クラブにおいてプレーされる会員同伴のゲストの年齢は 18 歳以上の方（会員が登録された会員家族については中学生以上）に制限しています。
4. プレーはプレーヤーの複数を以ってコースを使用することができるが、セルフバッグによるプレーは許可のある場合を除き禁止しております。

5. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
6. ルール、マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
7. 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなした場合  
または、なす恐れがあると認められるとき。
8. 天災その他やむを得ない事情によりクローズするとき。
9. その他本約款に違反した場合、並びに当クラブの施設を利用される  
ことが好ましくない事由があるとき。

(休場日、開場時間)

第 4 条 当クラブの休場と開場時間は所定の規程によりますが臨時的に変更することがあります。

(金品その他貴重品)

第 5 条 金品その他貴重品については、フロントにお預けいただくか、貴重品ロッカーをご利用ください。ロッカー室、浴場、コース内等で盗難もしくは紛失等の事故があっても当クラブでは一切の責任を負いません。

お預かり品は預かり証の持参人に、預かり証と引き換えにお返しいたします。預かり証を紛失した場合は速やかに届出願います。

(駐車場)

第 6 条 自動車は所定の場所に白線に沿って正しく駐車してください。

駐車場での自動車の盗難、損害または自動車事故等については当クラブでは責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

第7条 ロッカーは使用中完全にロックされていることを確認した後、ロッカー係にお預け願います。

(宅急便の取扱い)

第8条 宅急便によるゴルフバッグ、手提げバッグ、シューズケース等の取り次ぎは致しますが、お取次ぎ中の物品についての紛失、損害については、当クラブでは責任を負いません。

(危険防止責任とエチケット、マナーの厳守)

第9条 ゴルフは時に大変危険な事故を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず全て自己の責任でプレーしていただきます。

エチケット、マナーについては別に定める「エチケット・ノート」に従ってください。

(ラウンド順路)

第10条 プレーヤーはそれぞれ自分がスタートしたコースを1ラウンドされるまでは他のコースをラウンドできませんが、1ラウンドされた後、引き続きラウンドされる場合はプレーヤーの任意となります。

(プレーヤー同士の事故)

第11条 プレーヤー同士の打球によって発生した事故については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当クラブでは一切の責任を負いません。

(火気使用の禁止)

第 12 条 コース内やクラブハウス内の喫煙は所定場所以外は厳禁します。

マッチの燃え殻、たばこの吸殻は必ず消火を確認してから灰皿に入れください。

(違背の場合の責任)

第 13 条 利用者がこの約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合または、利用者自身が損害の被害を受けた場合は、当クラブは一切の損害賠償等の責任を負いません。

(クラブ等の確認)

第 14 条 プレーヤーはプレー終了後、各自クラブを点検し相違ないか確認してください。クラブ等お渡し後のクラブ等の不足、暇疵については当クラブは責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合の賠償)

第 15 条 利用者の故意または過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合その損害を賠償していただきます。

(施設内への持込品の禁止)

第 16 条 施設内への次の品の持込は禁止します。

1. 動物のペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲刀剣類
4. 火薬、揮発油等発火、爆発等の危険性のあるもの
5. 騒音を発するもの

(行為の禁止)

第 17 条 施設内で次の行為は禁止します。

1. 賭博、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. 利用者以外のコース内立入り（特別許可する場合を除く）
4. 他人に迷惑を及ぼし、また、不快感を与える行為（暴力的言動等）

(非会員の債務の保証)

第 18 条 会員が同伴した利用者（非会員）が当クラブに対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務及びその利用者が、当クラブに与えた損害金の支払い債務については、会員は利用者の履行につき、利用者と連帯して保証していただきます。

(非会員への周知方依頼)

第 19 条 会員は本約款の内容を同伴利用者（非会員）に対して周知徹底するようご協力願います。

(本約款の変更手続き)

第 20 条 本約款は会社とクラブ理事会が協議の上これを変更することができる。

第 21 条 その他会則、本約款に定めのない事項はゴルフプレーの精神にのっとり、信義、誠実の原則に従って解決されるものとする。

(付 則)

本約款は、平成 14 年 11 月 24 日から施行する。